

J A M 政策NEWS

2003年9月16日 第2004-2号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

社会保障審議会年金部会 年金制度改革意見書まとめる

9月12日厚生労働省・社会保障審議会・年金部会は、「年金制度改革に関する意見」をとりまとめました。

意見書は、重要な論点について、いくつかの考え方を併記しただけで、国民の期待する具体策は示されていません。

【意見書の主な内容】

給付と負担は「保険料水準固定・給付水準自動調整方式」の導入が適当。

国庫負担2分の1への引き上げは次期改正の最大の課題。

第3号被保険者制度は縮小の方向で3つの案を併記。

- ・年金分割案
- ・負担調整案
- ・給付調整案

遺族年金は縮小の方向で見直す。

離婚時に夫婦間で年金分割が可能となる仕組みを設けるべきである。

在職老齢年金の一律2割カットは廃止すべきである。

短時間労働者へ適用拡大を行うべきである。

年金部会委員・大山書記
長に直撃インタビュー

Q . 年金部会では、なぜ保険料固定方式を提唱したのですか。

大山：老後の生活保障は、給付がどうなるかということが国民の大きな関心事項であるにもかかわらず、審議会では、「まず、保険料固定方式・給付水準自動調整方式ありき」で審議が進められました。私たち労働側委員は、この方式では給付水準が下がり、不信感が高まるため導入すべきでないと反対しました。また、給付水準の下限を設けるべきであるという私たちの主張は意見書に盛り込まれましたが、反対意見もあり、給付についての議論は十分に尽くされていません。

Q . 保険料固定方式とは、具体的にどのようなものですか。

大山：今後、段階的に保険料を引き上げて、2022年に最終保険料を年収の20%（現行13.58%）に固定して、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて給付水準を調整する方式です。

Q . 私たちの負担は20%を超えないということですが、給付はどうなるのでしょうか。

大山：現在の給付水準は、現役世代の手取り賃金の59.4%（所得代替率）ですが、2025年までは比較的緩やかに給付水準を調整します。2025年で所得代替率は56%程度になります。現在年金の支給開始年齢は生年月日に応じて引き上げが行われていますが、「支給開始年齢65歳」が完成される、2025年以降の給付水準は大幅に調整され、所得代替率は52%になってしまいます。さらに、少子化が進行すれば、これを下回ることもあります。

Q . 国庫負担割合の引き上げや第3号被保険者問題は、どのような議論がありましたか。

大山：国庫負担を3分の1から2分の1に引き上げることは、意見書に明記されました。しかし財務省はこれに反対しています。

第3号被保険者については、「制度の変更は慎重に考えるべきである。」「段階的に見直しを進めていくべきである。」「見直しは速やかに行うべきである。」という考え方があり、これを踏まえて3つの案を併記しました。

Q . 連合の談話では、今回の意見書はスケジュールに合わせ、とりまとめを急ぐあまり、十分な議論が尽くされず「意見のとりまとめ」とは言えないとしています。

大山：意見書は各委員の意見を論点として整理しただけのものです。審議会のあり方として問題があります。

Q . 年金制度に対する国の責務はどうあるべきだと思いますか。

大山：私は、最終保険料の上限を国民に約束して、現状の給付水準を維持するために、基礎年金の税方式化や積立金の活用などで、年金制度を持続することが国の役割だと思います。